

(令和2年分)

収支報告書



R2年解散

(ふりがな)

1 政治団体の名称

立憲民主党静岡県第1区総支部

2 主たる事務所の所在地

静岡市葵区呉服町二丁目5番地の23 BOX5ビル502

3 代表者の氏名

遠藤 行洋

4 会計責任者の氏名

遠藤 行洋

事務担当者の氏名

鷺坂 寿美子

(電話番号)

054-653-7771

政治団体の区分

- | | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 政党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

活動区域の区分

- | | |
|---------------------------------------|---|
| <input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|---------------------------------------|---|

資金管理団体の指定の有無

有

無

公職の種類 _____

資金管理団体の届出をした者の氏名 _____

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 |

公職の候補者の氏名 遠藤行洋

公職の種類 衆議院議員(候補者等)

資金管理団体の指定の期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間

令和 年 月 日から
令和 年 月 日まで

入力済

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額	十億 百万 千 円
	8,345,166
(前年からの繰越額)	442,574
(本年の収入額)	7,902,592
支 出 総 額	8,345,166
翌年への繰越額	0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億 百万 千 円
金 額	
員 数	人

(2) 寄 附	金 額	備 考
ア 寄附(イを除く。)の区分	十億 百万 千 円	
(ア) 個人からの寄附	692,592	
(うち特定寄附) (内書)		
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 (ア)+(イ)+(ウ)=ア	692,592	
(寄附のうち寄附のあつせんによるもの) (内書)		
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	692,592	

(そ の 5)

(5) 本部又は支部から供与された交付金に係る収入				
交付金を供与した本部又は支部の名称	金 額	年 月 日	主たる事務所の所在地	備 考
	十億 百万 千 円			
立憲民主党本部	1,500,000	2.1.30	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	460,000	2.4.6	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	1,500,000	2.4.21	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	250,000	2.7.13	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	1,500,000	2.7.21	東京都千代田区平河町2-12-4	
立憲民主党本部	2,000,000	2.8.7	東京都千代田区平河町2-12-4	
合 計	7,210,000			

(注) 同一本部・支部からの交付金は「名寄せ」して年月日順に記載し、同一の本部・支部ごとに「計」を入れてください。

(その7)

(7) 寄附の内訳 (個人からの寄附)			寄附者の区分		個人	
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考	
	十億 百万 千 円					
遠藤行洋	86,574	2.1.30	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.2.27	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.3.30	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.4.30	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.5.27	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.6.30	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.7.29	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
遠藤行洋	86,574	2.8.27	三島市広小路町10-6-205	自営業	事務所の無償提供	
その他の寄附						
合計	692,592					

(注1) 同一者からの年間5万円を超える寄附は個別に記載してください。
(注2) 寄附をした者ごとに「名寄せ」して年月日順に記載し、その者の最後に「小計」を入れてください。
(注3) 遺贈によってする寄附については、「備考」欄に「遺贈」と記載してください。

(その 13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表			
項 目	金 額	備 考	
		本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常 経 費	十億 百万 千 円		
(1) 人 件 費	6,182,574		
(2) 光 熱 水 費	0		
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費	113,465		
(4) 事 務 所 費	22,000		
小 計	6,318,039	0	経常経費の計
2 政 治 活 動 費			
(1) 組 織 活 動 費	72,720		
(2) 選 挙 関 係 費	0		
(3) 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費 (小計)	1,261,815	0	(3)のア～エの計
ア 機 関 紙 誌 の 発 行 事 業 費	753,065		
イ 宣 伝 事 業 費	508,750		
ウ 政 治 資 金 パーティー開催事業費	0		
エ 其 他 の 事 業 費	0		
(4) 調 査 研 究 費	0		
(5) 寄 附 ・ 交 付 金	0		
(6) そ の 他 の 経 費	692,592		
小 計	2,027,127	0	政治活動費の計
合 計	8,345,166		

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費 (人件費を除く。) の内訳	項 目 別 区 分	備 品 ・ 消 耗 品 費 (ガソリン代等)			
		金 額	年 月 日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
	十億 百万 千 円				
その他の支出		113,465			
合 計		113,465			

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 14)

※資金管理団体及び国会議員関係政治団体以外の政治団体は、作成する必要がありません。

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳	項目別区分	事務所費＞事務管理費（税理士報酬）			
		金額	年月日	支出を受けた者の氏名 （団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）
	十億 百万 千 円				
税理士報酬	22,000	2.7.17	速水高博税理士事務所	三島市文教町1-11-9	
その他の支出					
合計	22,000				

(注1) 5万円以上の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出）はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出（平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出）は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動費	項目別区分		組織活動費 (旅費交通費)		
	支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)
JR乗車券類	28,380	2.3.22	東日本旅客鉄道株式会社	東京都渋谷区代々木2丁目2-2	
JR乗車券類	28,380	2.8.7	東海旅客鉄道株式会社	名古屋市中村区名駅1丁目1-4	
その他の支出	15,960				
合計	72,720				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動費	項目別区分	機関紙誌の発行その他の事業費 (立憲民主号外発行費)			
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億 百万 千 円				
デザイン料	110,500	2.8.26	N I N E	静岡市葵区五番町1-4 501	
折込料	329,065	2.8.26	(株)静岡オリコミ	静岡市駿河区中野新田346-2	
印刷費	313,500	2.8.27	ナガハシ印刷(株)	静岡市駿河区みずほ1丁目35-3	
その他の支出					
合計	753,065				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動費	項目別区分		宣伝事業費 (宣伝広告費)		
	支出の目的	金額 十億 百万 千 円	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)
A 1 ポスター印刷代	327,250	2.6.2	春日印刷工業(株)	静岡市清水区草薙2168-3	
看板設置費用	99,000	2.8.31	合資会社芙蓉	静岡県牧之原市静波468-1	
サーバホスティング費	82,500	2.9.2	(株)デザインスタジオフェニックス	静岡市駿河区有東2丁目9-25	
その他の支出					
合計	508,750				

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 15)

(3) 政治活動の内訳	項目別区分	その他の経費 (金銭以外のものによる寄附相当分)					
		支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
			十億 百万 千 円				
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.1.30	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.2.27	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.3.30	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.4.30	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.5.27	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.6.30	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.7.29	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
金銭以外のものによる寄附相当分		86,574		2.8.27	遠藤行洋	三島市広小路町10-6-205	
その他の支出							
合計		692,592					

(注1) 5万円以上の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円を超える支出)はすべて個別に掲載し、5万円未満の支出(平成21年度以降の国会議員関係政治団体分については、1万円以下の支出)は、「その他の支出」に一括して記載してください。

(注2) 「その他の支出」と「合計」の欄は、右上の項目別区分の()の中の項目ごとに、最後の頁に記載してください。

(その 17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。） 又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

※有無について☑して下さい。

宣 誓 書

添付書類（別添のとおり）

- ① 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党本部及び政治資金団体に限る。）
- ③ 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和2年9月25日

政治団体の名称 : 立憲民主党静岡県第1区総支部

会計責任者の氏名 : 遠藤 行洋



（解散届と併せて提出する時のみ記入）

（代表者の氏名 : 遠藤 行洋



※ 「会計責任者の氏名」欄は、記名押印又は署名とし、署名の場合は必ず会計責任者本人が自署すること。


※ 解散届と併せて提出する収支報告書の場合は、「代表者の氏名」も記名押印又は署名することとし、署名の場合は必ず代表者本人が自署すること。

政治資金監査報告書

令和2年9月25日

立憲民主党静岡県第1区総支部
代表 遠藤 行洋 殿

登録政治資金監査人

遠水 高井 

登録番号 第1368号

研修修了年月日平成20年11月28日

1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第19条の13第1項の規定に基づき、立憲民主党静岡県第1区総支部の令和2年に係る法第17条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、立憲民主党静岡県第1区総支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書が保存されていた。

(2) 法第19条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第17条第1項に規定する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書に基づいて支出の状況が表示されていた。

(4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書は、会計帳簿に基づいて記載されていた。

3 業務制限

立憲民主党静岡県第1区総支部と私との間には、法第19条の13第5項の規定に違反する事実はない。

以 上